

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録（11年2定）			
日 時	平成11年 7月 9日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時11分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、佐々木（勝）副委員長、横田・新谷・見楚谷・佐藤（次）・北野・中畑・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長、監査委員・選挙管理委員会両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に見楚谷・新谷両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

今定例会に付託された案件について報告を求める。

議案第9号「小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案」及び議案第10号「小樽市雇員恩給条例の一部を改正する条例案」について

○職員課長

議案第9号については国の恩給法が一部改正されるのに伴い、恩給年額算出の基礎となる給料月額が平均で0.7%増額となるため、これに準じて改正をし、恩給支給額を平成11年1月分から増額するものである。また、議案第10号についてもそれに準じて同様の改正をするものである。

○委員長

議案第14号「小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案」について

○社会体育課長

4月3日、天狗山にある小樽シャンツェが大雪のため倒壊した。このジャンプ台は昭和45年に札幌オリンピックの選手強化対策施設として国の補助金を導入して建設されたが、昭和63年にジャンプ台の規格が改正され、平成2年の北海道スキー選手権を最後に公式大会の使用はされていなかった。平成10年には望洋シャンツェが完成したため、用途廃止について国と協議した結果、了承されたため小樽シャンツェを廃止するものである。

○委員長

議案第15号「小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第16号「小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」について

○消防団本部長

議案第15号については、平成11年4月1日、「消防団員と公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の一部が改正されたことに伴い、これに準じて同条例について、退職補償金の額を改定するものである。議案第16号については、平成11年4月1日、「非常勤消防団員等に係わる損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、同条例についてこれに準じて補償基礎額等を改正するものである。

○委員長

陳情第1号「星野町における公的避難所設置方について」

○(総務)長瀬主幹

陳情の趣旨は、アドバンテスト社跡地の高台に、防災対策として学校・児童会館・コミュニティセンター等の公的施設を設置してほしいというものである。星野町は小樽市の東南部に位置し、札幌市に隣接した、近年の宅地開発により人口の増加地域である。この地域には現在、学校・児童会館・コミュニティセンター等の公的施設は設置されておらず、この地区の災害時の避難所としては銭函小・中学校、銭函市民センター等を指定している。アドバンテスト社跡地については、現在民間会社による開発行為の申請がなされており、また、ほしみ駅周辺の整備等も計画されているのでこれらの開発状況の推移を見ながら民間等の施設の活用も含めて検討したい。

○委員長

陳情第2号「銭函地区における教育環境の整備方について」

○学務課長

第1項目の学校新設について、教育委員会としては、同地区の今後の人口の貼り付け状況は修学児童数の推移等を十分見極めながら検討していきたい。また、第2項目の無償のスクールバスの運行及び通学定期代通年支給については、本議会に補正予算で提出しているとおり、冬期4カ月間、2分の1の助成を行いたいと考えている。

○学校給食課長

給食センターの新設について、銭函地区の給食は現在新光共同調理場から搬送しているが、温かさや調理等に配慮しながらおいしい給食づくりに努めている。また、現在国道4車線化のため拡幅工事が行われており、完成後は搬送時間の短縮化が考えられるので、現行どおり新光共同調理場で対応したいと考えている。

○委員長

これより質疑に入る。

○新谷委員

老朽危険校舎について

住吉中学校の実態は代表質問や予算特別委員会で取り上げ、その後市長を含め視察に行ったと聞くが、具体的にどのような対策をたっているのか。

○(学教)施設課長

配膳室の検討・整備と美術室の移動を考えている。また、コンクリートの転落防止対策については、危険防止のために防護柵を設置したいと考えている。

○新谷委員

このほか、老朽危険校舎として、緑小学校や菁園中学校についての対策はどうか。

○(学教)施設課長

両校の雨漏りについて、緑小学校は6月24日に工事を終了し、菁園中学校は3月31日に雨漏り防止のために屋根の取り替えを行い、現在雨漏りはしていない状態である。

○新谷委員

各学校からいろいろな要望があがっていると思うが、今年の重点計画を各項目毎に後日知らせてほしい。

ブラスバンド部の楽器購入費について

ブラスバンド部は現在4校にあるが、その予算を示せ。

○(学教)施設課長

現在は中学校3校にブラスバンド部があるが、各校では平成6年度までに年間100万円の予算で楽器を整備しており、一定の整備を終えたということで平成7年度からは楽器の修理費として13万円を計上している。

○新谷委員

100万円の予算が何故13万円になったのか。

○(学教)施設課長

一定の楽器の整備が終わったため、修理費として計上している。

○新谷委員

各学校のブラスバンド部は市の行事にも参加していると思うが、どのようなものに参加し、どのような役割を果たしているのか。

○指導室長

現在、中体連等の行事が行われているが、そのような折に活用している。また、各学校で文化祭等がある時に演奏を披露しながら、情操教育に役立っているところである。

○新谷委員

市の行事はどうか。

○指導室長

特別どのような行事に参加しているか調べていないが、社会を明るくする運動のパレード等に参加していると聞

いている。

○新谷委員

つつじ祭り等にも参加している。21世紀プランの「はぐくみ 文化・創造プラン」の中で、個性あふれる芸術・文化の振興や、文化を担う市民の育成・支援をうたっている。

中学校時代にブラスバンドを通して人の和を図り、また、演奏を通して情操や人格形成に役立てるのは非常にいいことである。各行事などでは聴衆に感動を与える役割も果たしているが、現状は傷んだ楽器を買い替えるお金がなく、修理して使っているが、修理費が少ないため、個人でその費用を賄っている。修理費も安い場合は2～3万円、高い場合で10万円程度かかるが、これらを個人に負担させるのか。

○(学教)施設課長

修理費が足りないとは聞いていないが、どのような状況にあるのか学校に確認したい。

○新谷委員

各学校とも足りないと聞いているので、ぜひ増額してほしい。

学童保育について

現状を示せ。

○社会教育課長

基本的には市民部が総合窓口になり、福祉部と教育委員会と連携をとっているが、学校の余裕教室を使用する部分は教育委員会の所管となっている。その部分については、現在18の小学校で放課後児童クラブ開設しており、375名の児童が利用している。

○新谷委員

第2・第4土曜日はどのように対応しているのか。

○社会教育課長

第2・第4土曜日は色内小学校を借りて午前9時から午後4時30分まで実施している。

○新谷委員

必ずしも第2・第4土曜日に親が休みとは限らない。開設してほしいという要望も多いが、親の勤務状態について実態調査をしているか。

○社会教育課長

毎年1年単位で申し込みを受け付けるので、受付時に書類を出してもらう中で勤務の状況を把握している。

○新谷委員

それでは土曜日の勤務は分からないように思うが、色内小学校の利用者は何名程度か。

○社会教育課

長現在11名の児童が利用している。

○新谷委員

利用者はどの児童が多いか。

○社会教育課長

遠いところで朝里地区、その他長橋や幸地区からも来ている。

○新谷委員

朝里から色内小学校まではかなり時間がかかる。実態が分からない中では難しいかもしれないが、1校だけではなく、ある程度近くにあるべきではないのか。要望も多いので調査して増設すべきではないのか。

○社会教育課長

父母からの色々な要望は聞いているが、第2・第4土曜日についての要望は聞いていない。学校の管理の問題も

あり、休みの日に空けるのは難しい部分がある。また、第1・第3土曜日に放課後児童クラブを利用する児童は少なく、その中で空けることは難しい面もあるが、そのような声があるか調査して課題としたい。

○新谷委員

学童保育はスキー授業の際は休むと聞くがどうか。

○社会教育課長

放課後児童クラブは本来、放課後に親のいない児童を預かるという基本的な考え方があり、現在のところスキー授業等で休みになった場合は対応していない。

○新谷委員

実態をよく把握して検討してほしい。また、一つの教室に多いところで30人程度の児童がいると思うが、夏場は非常に暑いと聞いている。外で遊ぶこと等も含めて検討してほしいがどうか。

○社会教育課長

教室だけではなく、例えば体育館が空いている場合は利用したりしているが、保護者等の声を聞き、児童がよりよい環境の中ですごせるように努力したい。

○新谷委員

不登校児童・生徒について

不登校児童・生徒数を示せ。

○指導室主幹

学校基本調査によると、30日以上欠席した児童・生徒は平成9年度で小学生11名、中学生27名、平成10年度で小学生24名、中学生73名となっている。

○新谷委員

1年間で非常に増えているが、これについてどのように対処するのか。

○指導室長

年間30日以上長期欠席者を調査しているが、その調査方法として、病気・経済的理由・学校嫌い・その他となっているが、今年度からその中で定義があいまいであるとの声が強かった学校嫌いの項目を不登校とするとともに、具体的な例を示しながら調査を行った。例えば登校前におなかが痛くなるという児童・生徒は病気に含めるかどうかがあいまいであったが、その分の数字が上がったものである。いずれにせよ、不登校児童・生徒数は小学校・中学校ともに多いと考えているので、適応指導教室等も含めて誠意をもって対応したいと考えている。

○新谷委員

適応指導教室には現在何名の児童・生徒が通っているのか。

○指導室主幹

小学生1名、中学生9名が通っていたが、中学生1名が学校へ復帰し、現在計9名である。学年別では小学4年生1名、中学2年生4名、中学3年生4名となっている。

○新谷委員

小・中学生合わせて約100名の不登校児童・生徒がいる割には非常に少ないと思うが、残りの児童・生徒に対してはどのように対応しているのか。

○指導室長

通える子供についてはきめ細かく対応しているが、学級担任が家庭訪問を繰り返し、関係機関との連携もとっていても、本人や保護者がそこまで踏み切れないということもあるので、さらに学校に指導し、適応指導教室の利用等も含めてお願いしていきたい。

○新谷委員

適応指導教室に通う児童・生徒が増えることも考えられるが、2人では指導しきれないのではないかな。

○指導室長

現在2人の専任指導員がいるが、いずれも退職の教員であり、保護者や児童・生徒に対しきめ細かに親身になって対応してもらっているところである。人数が少ないとのことであるが、誠意を持って行っているなのでその努力に期待している。

○新谷委員

努力はわかるが、千歳市では適応指導教室に13人の子供が通っているが、指導員は20代が2名、30代が1名、40代が1名、60代が1名の計5名であり、年齢層も非常に幅広くなっている。その中には心理学を学んだり臨床心理士の資格を持った人もおり、大きな役割を果たしている。年齢構成も考え、若い指導員も増やすべきであり、また臨床心理士の資格を持った指導員の登用も考えるべきではないかな。

○指導室長

4月末からスクールカウンセラーを1名、適応指導教室に配置し、児童・生徒や保護者の相談活動の充実のに向けて現在取り組んでいるところである。

○新谷委員

スクールカウンセラーの設置は非常に好ましいが、1名であり、学校には出向いていないので、学校からも要望はあがると思うが、各学校に短時間・短期間でも出向き、現場の声を聞くべきと思う。札幌市では市内の全中学校96校にスクールカウンセラーまたは心の教室相談員を配置している。千歳市では、中学校9校に対して2名のスクールカウンセラーがいて、2年毎に学校を回って成果を挙げている。小樽市においてもスクールカウンセラーを増やすとともに、相談員を各学校に1名程度は置くことを考えなければ、100名もの不登校児童・生徒は助けられないのではないかな。

○指導室長

スクールカウンセラーの学校訪問については、要請があれば学校に出向くことになっており、先日も出向いて担任や校長と生徒の取り扱いについて相談を受けたところである。

人数が少ないとのことであるが、4月末にスタートしたばかりなので様子を見たい。

○新谷委員

ぜひ増やしてほしい。

長橋中学校の心の教室について

○指導室長

役割として、いじめや不登校、暴力行為等の子供たちの問題行動が心配される中、子供たちとじっくり話し合いのできる相談室が各学校で要望されているため、子供たちが気軽に入れて先生とじっくり時間をかけて相談できるように設置している。

○新谷委員

そこには特別相談員がいらないが、せっかく開設した教室なので、相談員がいないと機能を十分に果たせないと思うがどうか。

○指導室長

相談員についてはスクールカウンセラーを配置しながら、各学校の要望等に応じているが、教育相談の研修等にも参加してもらい、教師の相談の技術を高めていきたい。

○新谷委員

一人でたくさんのことはできないので増やす方向で考えるべきである。学校に行けないのはいろいろな原因があると思うが、それに対し、カウンセラーや相談員を増やして対処してほしい。また、不登校の親の会というボラン

ティアの会が積極的に活動しており、不登校の子供に接するボランティアを募集している。そのボランティアが派遣された家庭からは、子供が非常に明るくなったとの声も聞き、非常に成果をあげているが、小樽市では100名の不登校児童・生徒に対し、ボランティアは5名程度しかいない。このようなボランティアに対する支援も考えるべきではないか。また、定期的に懇談会等を開催するなど、現場で苦しんでいる生の声を吸い上げるシステムをつくるべきではないのか。

○新谷委員

ボランティア活動への支援については、今後そのような事業も検討しなければならないと考えている。また、生の声を吸い上げるシステムについて、各学校では、担任や校長先生、教頭先生が家庭訪問を繰り返すなどしてきめ細かく努力しているが、難しい面もあるので、保護者との連携を一層強めていかなければならないと思っている。

○北野委員

総合運動公園について

天狗山のジャンプ台を廃止するとのことであるが、ジャンプ発祥の地小樽のジャンプ台を充実させてほしいという声は非常に強い。当時、総合運動公園に建設を予定していた50メートル級ジャンプ台は、総合運動公園計画のいかんにかかわらず、当初どおり望洋台のノーマルヒルの隣に建設すべきと思うがどうか。

○社会教育部長

市長から答弁があったとおり、まず既存施設の整備を充実させたいと考えているので、新たな建設は現在のところ考えていない。

○北野委員

潮見台の50メートル級以下のジャンプ台が3つあるが、ノーマルヒルの隣に併設して高校生以上も常時使えるように努力すべきではないか。また、スキー連盟等からこの件に関して何か意見はないのか。

○社会体育課長

高校生以上の練習については、早くから雪が降った地域に遠征することも多いので、あまり利用が見込めないように思う。また、スキー連盟からミディアム級のジャンプ台の設置についての要望はここ数年きていない。

○北野委員

総合運動公園内にミディアム級ジャンプ台を建設する計画は小樽市と全日本スキー連盟が共同でつくったものであるが、小樽市が断念したことについて全日本スキー連盟にはいつ伝えたのか。

○社会体育課長

全日本スキー連盟には伝えていない。

○北野委員

共同して計画したものなのだから、礼儀として伝えるべきではなかったのか。

○社会教育部長

共同で計画したものかどうか確認していないので、調査し、共同で計画したものであれば伝えたい。

○北野委員

平成6年3月に小樽市と財団法人全日本スキー連盟で（仮称）総合運動公園ジャンプ台基本計画というのを出している。

○社会教育部長

勉強不足であったので、経過を伝えたい。

○北野委員

取りやめるという態度を決める前に、知恵を出しあった全日本スキー連盟に断念を伝えるのが筋であったと思う。自分勝手に決めておいてやめてしまうようなやり方を教育委員会がするのは問題ではないのか。

○教育長

今回のジャンプ台で工事費が17億円程度かかっているが、財政支出を伴うことから内部でいろいろ相談した中で、道体協にミディアム級のジャンプ台は無理である旨を伝えている。ただ、全日本スキー連盟のタイトルが入ったのは、ジャンプ台の建設に当たって監修をお願いし、風向きや位置、傾斜等について指導を仰いだので、基本計画はその相談によってできたものである。

○北野委員

知恵を貸してもらってあいさつをしていないのは礼儀に反するので、今からでも連絡をしてお詫びをしてほしい。運動公園を正式に断念したのはいつか。

○社会体育課長

総合運動公園については、ジャンプ台の位置が変わったり、ボーリングの結果地盤が弱かったため、当初計画通りには進められないことは過去に何度か答弁してきたが、最終的には今議会の市長答弁で正式に断念したということになると思う。

○北野委員

1年前につくった21世紀プランに、「既存施設との調整を図りながら建設に向けた取り組みを進めます」とうたっているのに、1年経ったら多くの市民が望んでいる運動公園を断念したというのは問題ではないのか。

○教育長

21世紀プランに書いてある運動公園の部分はそのまま生きている。ただ、平成元年に描いた絵のような運動公園は断念せざるを得ないということである。当面の間は既存施設を中心に整備をするが、全部断念したということではない。

○北野委員

地盤が弱くて面積がとれないという説明もあったが、どの部分の地盤が弱いのか。

○社会体育課長

詳しいことは承知していないが、図面で言えば上の急傾斜の地層が崩れやすいと聞いている。具体的には陸上競技場のバックグラウンド側と球場の外野側である。

○北野委員

地盤が弱くて建設自体無理なのか、それとも基盤を強化すれば建設は可能なのか。

○社会体育課長

お金をかけて基盤を整備すればまったく無理ではないのかも知れないが、かなり難しいようである。

○北野委員

ボーリング調査はどこに委託し、いつ報告を受けたのか。

○社会体育課長

平成2年度か平成3年度に調査しているが、今手元に資料がないので分からない。

○北野委員

私が教育委員会からいただいた資料はいつつくられたものか。

○社会体育課長

平成2年3月に作成した資料をコピーしたものである。

○北野委員

総合運動公園につくるジャンプ台の計画は平成6年3月作成となっているが、ジャンプ台はそこにつくっても問

題ないということか。

○社会教育課長

ジャンプ台の部分は自然の地形を使って作るので問題はなかったが、ボーリングについては平成2年か3年に調査して結果が出ていると思う。

○北野委員

ボーリングの関係について後で調べて教えてほしい。担当は教育委員会だったのか。

○社会体育課長

ボーリングの費用は公園費である。当初の運動公園構想は昭和63年ころからあったが、土木部を窓口にしばらく続いていた。

○北野委員

総合運動公園自体を断念したのではないということなので、再度努力してほしい。

マリンスフェスタの体験航海について

予算特別委員会では、小樽からは自衛隊関係者等が乗るだけであり、一般航海はせず、中学生も乗せないと聞いていたが、自衛隊の小樽の募集事務所の所長が各中学校に配布した案内文書の中に、場所は小樽及び石狩湾と書かれている。教育長は最初聞いていないと答弁していたが、現状どのようになっているのか。

○(総務)総務課長

我々が確認した中では当初の説明通り小樽からはV、I、P等関係者しか乗せないとのことである。ただ、中学生については、あくまでも保護者同伴となっており、小樽からバスで石狩湾新港に運んで、そこから体験航海をするとのことであり、子供だけで小樽港から体験航海に出ることはないと聞いている。

○北野委員

予算特別委員会での話と違う。小樽で一般航海はないので小樽の中学生は行かないというような話であった。教育委員会として今総務部が言った事実は承知しているのか。

○学校教育部長

私が予算特別委員会で答弁したのは、あくまでも学校で取りまとめていないということである。

○北野委員

学校でPRした事実はあるか。

○学校教育部長

我々もこれについて調査したが、その中では案内文書は郵送で6月2日に届き、また、参加希望の有無を取りまとめた学校はなかった。

○北野委員

取りまとめはしてなくとも、学校からの案内で、個々に保護者同伴で参加する事実はあるのか。

○学校教育部長

私が聞いている範囲では、この文書はあくまでも校長・教頭の段階で聞き置くような対応をしていると聞いており、学校では取りまとめていない。

○北野委員

保護者同伴で中学生が石狩湾新港まで行って体験航海に参加することはないのか。

○学校教育部長

中には個人的関心から保護者同伴で行くことは考えられるが、学校では取りまとめていないのでそれ以上は分からない。

○北野委員

今朝、教育委員会や市長部局にも相談なく勝手に案内文書を送りつけたことについて抗議すべきと市長に申し入れたが、市長は対応したいとの返答であった。教育長はどのように対応するのか。

○教育長

今回のことは非常に遺憾に思っている。1～2日間は予定が込み合っているが、その後事務所を訪れて真意を確認して、今後の対応も申し入れたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

地方分権推進法について

先日、地方分権推進法が参議院を通過し、今後地方の時代を迎えることになるが、いろいろな問題を含んでいるように思う。今後、地方分権はどのようなスケジュールで進んでいくのか。

○(総務)宮腰主幹

全部で475本の法律改正が行われているので、その中で施行期日の異なるものもあるが、原則的には来年4月1日から施行となる。また、政令関係は今年の秋ころに出るのではないかと聞いている。

○佐々木(勝)委員

関連法で地方議会に係わる部分はどのようなものがあるか。

○(総務)宮腰主幹

原則的には平成12年4月1日に施行である。条例の関係では現在ある条例の中に、改正される475本の法律を引用しているものもあるので、それらの部分を改正することが必要になる。また、事務事業の見直しとして、これまで公共事務・団体委任事務・機関委任事務と区分されていたものが自治事務と法定受託事務になる。今まで機関委任事務については条例の制定範囲外であったが、改正により自治事務も法定受託事務も法令に違反しない限り条例や規則でできることとなった。手数料の関係でも、これまで機関委任事務については、多くは地方公共団体手数料令に金額の上限が決まっており、これを規則で制定するとなっていたが、改正後はすべて条例で定めることになっている。中には手数料条例ではなく、直接、法の施行令で手数料の額を定めているものもあるので、それらも整理する必要がある。住民の権利・義務に関係する部分については、周知期間も必要なので、今年の4定までに上げ、それ以外の部分については来年の1定で間に合うと考えている。

○佐々木(勝)委員

庁内で地方分権の整理をしながら対応していくことになると思うが、どのような体制で臨むのか。

○(総務)宮腰主幹

現在途分権を担当しているのは私と主査であるが、特に地方自治法や、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、地方自治に関連する基礎法の改正部分をまず理解した上で、総務課の例規担当とも協力して進めたいまた、多くの部分は原部の対応になると思うが、その場合もどのような手順で、どこに注意をしながら作業を進めるべきかを大至急まとめたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

地方分権一括法案を市全体としてどのように受け止めていくのか。

○総務部長

自治体の自律的な行政運営を目指す地方分権に向けた第一段階であり、自治法ができてからの大きな変換点を迎えていると思っている。まだ詳しい政省令が出ていないので、市の段階でどのようなことができるのか把握できていないが、大至急押さえながら、法の趣旨に則りながら進めていきたい。

○佐々木(勝)委員

今分かっている中で、例えば財政上の措置など、課題や問題点を示せ。

○財政課長

これは政府も認めているところであるが、大枠のシステムをつくりあげたのが一番大事なところであり、地方への財源の委譲の面は整備が間に合わなかったとのことである。従前のような交付税を使った国と地方の財源の配分という観点から一步踏み出して、本来であれば国税と地方税が適切に変更されることが望ましいが、それが間に合っていないということが現状では一番の問題点であると思う。

○佐々木(勝)委員

教育関連での地方分権についてどう受け止めるか。

○学校教育部長

あまり承知していないが、考え方としては、自治体の判断でできることが増えることは望ましい反面、責任を伴う部分もあるので、実施に当たっては慎重な判断が必要だと思う。

○佐々木(勝)委員

地方の時代に向かって、地方の教育も知恵を出し合いながらつくっていくという手法について、教育長の考え方を示せ。

○教育長

国会で論議されていることはまだあまり承知していないが、教育に限ると、中央教育審議会が平成10年9月21日に地方分権に関する答申を出している。その中で、例えば教育委員を現行5人から7人にする、地方自治体の教育長の承認については文部省まで上げる必要はない、学校評議員制度としてPTAや地元の識者の参加を求める等については承知している。国においてもその答申を受けて、10月から1年強の時間をかけてその問題について担当者会議を設けて検討していると聞いている。

○佐々木(勝)委員

一教育委員会が対応するにも限りがあるので、研究や検討ができる協議会的なものをつくって検討していくべきと思う。例えば、小・中学校適正配置についても、教育委員会が方針をつくるに当たってはいろいろな意見を聞くべきという話があった。30人学級の問題にしても、学校規模として何間口が一番望ましいのか議論しているが、今問題になっているのは1つの学級で教員が受け持つ人数であり、学級規模の適正化が一つの課題になっているように思う。一つの解決策としてチーム・ティーチングを含めて複数で学級を持つなどを検討することも必要だと思う。30人学級についても参議院に議案が出されているが、どのように考えるか。

○教育長

参議院でそのような議論の契機になるものが出されているのは承知している。また、10月から文部省が1年強の期間を設けて担当者会議をしている中で、義務教育標準法における国2分の1、地方自治体2分の1の給与負担についても検討したいとしていると聞いている。我々は標準法の中での40人学級を基礎において行政を進めなければならないと考えている。もちろん本議会において40人以下学級について要望を出している、あるいは都市教育長会議で少人数学級の実現について新しい改善計画の中で審議してほしいと要望を出しているのも事実である。

○佐々木(勝)委員

行政改革について

現段階における行革による財政効果を示せ。

○(総務)宮腰主幹

特に平成10年度はこれから決算であり、また、項目毎に内容を精査しなければならないので、まだ確定はしていないが、予想される額として、平成9年度で9億4,600万円、平成10年度で10億4,000万円程度と考えている。

○佐々木(勝)委員

内訳を示せ。

○(総務)宮腰主幹

単位：100万円

	人件費削減	収納率向上	使用料・手数料の見直し	遊休等資産の処分	その他
平成9年度	235	79	209	420	1
平成10年度	459	204	302	53	20

○佐々木(勝)委員

行革は平成9～12年度が実施年度となっているが、現時点での実施率を示せ。

○(総務)宮腰主幹

項目数で言うと、全部で72項目であるが、実施済みあるいは一部実施済みは50項目であり、約69%になる。金額的には、平成9年度当初に立てた各年度の予定額と比較し、平成9年度分は97%、平成10年度分は80%程度の達成率になる。

○佐々木(勝)委員

今後の見通しとして難しい面を示せ。

○総務部長

項目数で約7割の達成率であり、精力的に取り組んできたが、難しい課題に手がついていない部分もある。残された期間も実施計画に沿って全力を尽くすのはもちろんであるが、難しいハードルにもぶつかることもあると思う。また、実施計画に載っている項目以外でも常にこれでいいのかを問いかけながら判断していくことも必要であり、そのような見直し等も含め行政改革のコンセプトに基づきながら作業を進めていきたい。

○佐々木(勝)委員

消防体制について

実施計画の中で、「消防出張所の適正配置等」について、平成10年度までに計画を策定するとなっているが、この計画が立てられない理由は何か。

○(消防)総務課長

平成9年3月に新行政改革大綱が示された後、6月に消防本部内に検討委員会を設置し、鋭意検討を続けているが、昨年10月に全国消防長会が消防庁に対し、消防力の基準の改正を要望し、消防庁長官から消防審議会に改正について諮問をした。本年3月に諮問結果が消防庁長官に答申され、現在、消防力の基準の改正に着手しているので、実際に改正がなされて告示された時点で、検討委員会が検討してきた内容と改正部分との整合性を図りながら、すみやかに計画の策定に着手したいと考えている。

○佐々木(勝)委員

新行政改革実施計画の中で「消防団等関係団体との協議」が記載されており、また、21世紀プランの中には、「消防体制の充実」の中に「消防団機能の充実」が謳われている。消防団の強化・充実についてどのように考えているか。

○消防団本部長

消防団員は地域で発生した火災・災害に際し、地域に密着した活動を実施しており、そのために必要な施設や装備の整備を図る必要がある。今年度は団員の制服、施設の維持補修、機械・器具等の整備について予算を計上しているが、今後とも一層整備の充実を図っていきたいと考えている。

○(消防)総務課長

消防団は、火災現場等で常備消防とともに活躍している。消防力が整備された現在にあっても、消防団が災害現

場等で担っている役割は大きく、今後とも消防団の位置付けをはっきりさせながら、消防団と消防との連携を図る必要があると考えている。そのような観点から、今後の連携を強化していくためにも、施設・装備等の充実を図っていかなければならないと考えている。

○佐々木(勝)委員

消防団員の確保に苦勞していると思うが、消防団の組織の実情を示せ。

○消防団本部長

確かに団員の確保は難しい。現在小樽市内に18分団あり、女性消防団60名を含め570名の団員がいるが、年間何名かがやめており、各町内会に働き掛けて、鋭意補充に努めている状況であり、今後も働き掛けを深めていきたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

手宮公園競技場の整備について

かなりの金額をかけて整備するようであるが、オフィシャル競技場として整備されるべきと思うがどうか。

○社会体育課長

手宮公園の陸上競技場は現在でも日本陸上競技連盟の公認を受けている。ただ、最近の全道的規模の大会等は、ウレタン舗装がされており写真判定装置もある競技場で行われているのが実態である。今後つくる陸上競技場については日本陸上競技連盟に公認をもらえるような競技場にし、全道大会規模の大会を誘致できる形で整備したい。

○佐々木(勝)委員

何種の公認を受けるのか。

○社会体育課長

いろいろな条件があり、今回公認を受けようとしているのは第3種の公認陸上競技場である。

○佐々木(勝)委員

交通記念館について

現状分析を示せ。

○社会教育課長

平成8年にオープンし、その年は単年度黒字であったが、平成9年、10年は赤字であった。交通記念館としては、道内・道外の小・中学校や教育機関等に誘致活動を行い、TVでCM等を流してPR活動もしているが結果的にあまり集客に結び付いておらず、非常に厳しい状況と認識している。これまでも集客や経費節減に努めてきたが、今後も十分記念館と協議して、単年度収支改善に向けて検討したい。

○佐々木(勝)委員

修学旅行生も来ており、記念館を見てみたいという子供たちも多いと思うが、入館料が高いように思う。学校完全週5日制の関係で社会教育施設を開放していることもあるので、交通記念館においても子供たちに一部でも開放することにより、新たな呼び水としてはどうか。

○社会教育部長

交通記念館は業者委託しており、入館料をもって営業をしているので、入館料を他の社会教育施設と同様に減免することは難しいと思う。

○斉藤(陽)委員

望洋シャングェの夏季利用について

夏の間、草が生い茂ったままにしておくのはもったいないので、短期的・応急的にでも何らかの形で活用すべきではないか。

○社会体育課長

ランディングバーンの部分等、スポーツ施設としての利用は難しいので、フリーマーケットや野外コンサート、子供たちの遠足の休憩所などに利用できないか検討しているが、実際に活用する場合には草の問題もあるので、草刈り等も含めて検討していきたい。

○斉藤(陽)委員

社会教育施設の夜間利用について

市内の社会教育施設で夜間開館の予定はあるか。

○美術館・文学館副館長

美術館・文学館については、平成8年度から夜間開館を実施し、平成9年、10年と継続してきた。実態としては7月から8月にかけての毎週金曜日の午後5時から午後7時30分までの2時間30分の開館延長をしている。今年度も8月に文学館と美術館の特別展が重なることもあり、同様に金曜日に4回開館延長をする予定である。

○図書館長

図書館については、利用状況からみて効率性に期待が持てず、また、管理運営上も支障があり難しい状況である。

○斉藤(陽)委員

他の施設では夜間開館していないと確認する。夜間開館については他都市でも注目されているが、問題点も多々あるように思う。具体的にどのような問題点があると思うか。

○図書館長

図書館での運営上の支障として、現在土日は変則勤務体制をとっているが、夜間か遺憾に移行することにより変則勤務が増大し、職員の負担が増加することになる。また、時差時差出勤体制をとると図書の選定会議や寄贈図書の受理、司書によるリファレンス業務等の日中の図書館業務にも影響が出てくることになる。また、他都市では、浮浪者等不審者の出入りがあったり中高生のたまり場になるなどの例もある。

○博物館長

現在午前9時30分から午後5時の開館時間となっているが、夜間延長することにより現在の勤務体制を変更しなくてはならなくなる。また、窓口業務を平成6年度から観光公社に委託しているので、その調整が必要になる。さらに土日は嘱託職員で対応しているのでそれらの対応も検討しなければならないと思う。

○青少年科学技術館長

青少年科学技術館としては夜間開館は今のところ検討していない。ただ、一般的な講座として星空の観察会等は20回程度実施しており、市民も多く来館しているので、今の所はそのような対応でいいと思っている。問題としては、人員や予算の問題があると思う。

○斉藤(陽)委員

確かに安全管理や職員の人件費等いろいろな問題はあると思うが、社会教育施設本来の趣旨からいって、仕事帰りの人が気軽に立ち寄れることが求められていると思う。日頃社会教育施設は生活から離れており、一念発起しなければ行けないような施設のように感じるが、それをもっと身近に気軽に利用できるようにして、市民の利便性を高めることが大事だと思う。社会教育施設の時間別・年齢別の利用状況等は調査しているか。

○博物館長

していない。

○美術館・文学館副館長

していない。

○図書館長

していない。

○青少年科学技術館長

していない。

○斉藤(陽)委員

民間の施設であればどのような年齢層がどのような時間帯に利用しているか調査するはずである。公共的な施設として、より利用者の利便を図っていくという立場に立てば、調査をして開館時間を延ばしたり時間帯別にいろいろな手立てを考えていくことが必要ではないか。

○教育長

社会教育施設は学校の児童・生徒にとっても大切な機関であり、総合学習等の時間でも今後重要になってくと思う。現在、確かに時間別・年令別の調査はしていないが、今後の活動状況の基礎的な資料としてそのようなことを提案してみたい。

○斉藤(陽)委員

そのような調査によって、どのような時間にどのような年齢層が利用しているかが分かるので、それぞれに対応した多様なイベント等に取り組んでほしい。

学校開放について

現在、どのような団体にどこの学校を開放しているのか。

○社会教育課長

学校開放はスポーツの開放と文化の開放があり、文化の開放は現在稲穂小学校、量徳小学校の2校で行っている。団体としては文化・芸術活動をしている団体ということで、市内に在住・在勤・在学している人たちで構成される文化団体に貸している。具体的には、美容体操、よさこいソーラン、軽音楽、詩吟、油絵、合唱、フォークダンス、社交ダンス、マンドリン、和太鼓等の団体である。

○斉藤(陽)委員

音楽室等の特殊教室だけでなく、一般教室も開放しているのか。

○社会教育課長

使用している教室は、量徳小学校で視聴覚室、音楽室、家庭科室、図工室、稲穂小学校で校舎クラブハウス、特別活動室、家庭科室、図工室、音楽室、体育館等である。

○斉藤(陽)委員

利用状況については、利用者からの申し込みに対して現状の2校で需要に応えられているのか。

○社会教育課長

量徳小学校については毎週月曜日から金曜日まで開放しているが、稲穂小学校は火曜日と金曜日の週2回の開放であり、むしろ需要が不足しているのでPRしているところである。

○斉藤(陽)委員

申し込んで断られるということはないようであるが、さらに学校開放を進めてほしい。

スポーツの開放についてはどうか。

○社会体育課長

市内28校中26校を開放しており、延べ4,000団体、5万人の利用がある。10人以上のスポーツ系サークルに貸している。

○斉藤(陽)委員

ここ数年の利用状況はどうか。

○社会体育課長

大体4,000団体、5万人で推移しており、あまり変動はない。

○斉藤(陽)委員

文化系の中でよさこいソーランなどはスポーツ系ともいえると思うが、申し込んだがすぐには使用できなかった場合等はどのように対処しているのか。

○社会教育課長

文化系でも体育館を使って活動をする場合もあるが、主に体育館はスポーツ系で開放しているので、その調整の中で週2回ほど体育館を借りて文化系の団体が体育館を使っている。今年はよさこいソーランのチームの人が多く練習したいので場所はないかという要望があったが、花園小学校が空いていたのでそこで対応した。

○斉藤(陽)委員

通常では受けられないような要望もあるかもしれないが、利用者の便宜が図れるよう、弾力的に対応してほしい。

○横田委員

コンピューターの2000年問題について

本市のホストコンピューターがダウンした場合、予想される障害を示せ。

○情報システム課長

2000年問題でのダウンは考えられないが、通常のダウンでも、窓口業務、特に戸籍住民課、各サービスセンター等で証明書等の発行ができなくなる。市民税課の証明書等も発行できなくなる。

○横田委員

税の徴収、年金事務、印鑑登録、児童手当、人口統計等重大な影響が出てくるが、2000年問題は本当に大丈夫なのか。

○情報システム課長

大型コンピューターにつながっている端末機は3つに分けて考えると、まず機械本体は2000年問題に関して調査済みである。磁気ディスクに保管しているデータ等についてもほぼ整理を完了している。幸い、コンピューターを導入した当時から日付に関しては西暦ではなく和暦で管理していたので問題はない。また、ソフトウェアとしてCOBOL言語を使用しているが、それもほぼ調査を完了している。

○横田委員

消防や水道、学校、病院等のシステムはどうか。

○情報システム課長

全庁的に我々が一括管理しているが、病院、消防、水道等は例えば消防庁等別の省庁から危機管理対策の計画があるので別に対応している。

○横田委員

消防では具体的にどのように対処しているのか。

○(消防)総務課長

我々の大きな機器としては通信指令システムがあるが、平成9年3月から運用された新しい機器であり、メーカーとも協議し問題ないとの答えを得ている。

○総務部次長

水道や病院もそれぞれ点検に入っており、ほぼ問題ないとのことであるが、水道の機器はほとんど日付による管理を行っておらず、水道局でも以前から危機感を持ちながら対応してきており、問題ないとなっている。医療機器についても、市民の命に係わるので、病院では以前から調査に取り組んでおり問題ないとのことである。

○横田委員

自治省の危機管理計画策定の手引き等には、暦を進めて2000年にして模擬テストを相当数行うべきとなって

いるが、模擬テストは実施済みか。

○情報システム課長

本体系の機械はソフトのチェックを終わり、9月に模擬テストを行いたいと考えている。

○横田委員

2000年1月1日だけでなく、来年のうるう年は400年に1回のうるう年なので、その部分も含めて模擬テストを何度も実施してほしい。また、当市のシステムに障害が起きて住民に迷惑がかかった場合、訴訟に発展していくこともあるので対応を検討しておいてほしい。

また、地域の問題として、国会レベルでは災害対策特別委員会で論議しているが、まだだれも経験をしたことがない事態なので、どのようなことが起こるか予測できない状態である。家電に組み込まれているマイクロチップでも日付処理をできない場合もある。国では地域で問題が発生した場合、一種の災害と捉え、レベルを3つに分け、大きなレベルの場合災害対策基本法を適用するとなっているが、何か対策を考えているか。

○情報システム課長

地域向けの対策はまだ考えていないが、企業向けは経済部で対策をしていると聞いている。ただ、インターネットの情報では電気・ガスはチップ等に日付情報を持っていないので、今のところ心配ないとのことである。

○横田委員

自治省の手引きの中でも、社会インフラがダウンした場合行政として対応できるように対策本部を設置すべきとなっているがどうか。

○情報システム課長

以前から自治省に進捗状況の報告を年4回ということで、今年になって3回報告している。その中で各部・各課からいろいろな情報を得ながら、全庁的に2000年問題について周知徹底しているところである。最終的には連絡会議設置要綱をつくり、全庁的に周知徹底したい。

○横田委員

危機管理計画を策定し、市民が安心して2000年を迎えられるようにしてほしい。

望洋シャンツェについて

国体終了後、雪が消えるまでに何か使用したのか。

○社会体育課長

国体後ジャンプ大会は行われていないが、雪が消えるまでにはパークゴルフ協会に練習会場として1度貸した経緯はある。

○横田委員

今後の利用について、夏場はパークゴルフやフリーマーケット等で利用を考えているとのことであるが、今後の活用予定や活用申し込み等を示せ。

○社会体育課長

今のところグランドゴルフ協会から申し込みがあったが、実際には別の場所で使っている。フリーマーケットや野外コンサート等についての申し込みは今のところない。

○横田委員

特に誘致活動をしていないということか。

○社会体育課長

夏から秋に向けてどのようなPRをしていくか検討中である。

○横田委員

来冬は全道高校ノルディック大会が開催され、また、日本インカレから打診があるとも聞いているが、小樽スキ

一連盟との連携は密にしているのか。

○社会体育課長

1 定で全道高校ノルディック大会の話をしたが、その後新年度に入り、高体連の関係から、平成11年度は旭川地区と交代して、全道規模のスキー大会は平成12年度と14年度に小樽でおこなわれると聞いている。また、小樽スキー連盟にはジャンプ大会の開催を要望しているところである。

○横田委員

ぜひ大きな大会を誘致してほしい。現在望洋シャンツェは車輛は入れないが人は入れるようになっている。安心して住民が遊べるようにしてほしいとの要望も多いが、現状は草が生い茂っている。気軽に利用できるようにしてほしい。また、マリンヒルホテルが隣接しているので、観光客に対しても一定のアプローチをすべきではないか。リフトも運行させることにより観光地として使うこともできるのではないか。

○社会体育課長

草を刈って軽スポーツができるような配慮をしていきたいと考えている。またリフトの運行については、陸運局から専用リフトとしての許可を得ており、夏場での安全対策冬はされていないので、現状では夏場にリフトを運行することは許可されないと思う。

○横田委員

小樽市の大事な財産なので通年利用できるよう知恵を出してほしい。

望洋台プールについて

3月末で望洋台プールが閉鎖され、現在使用されていない状態である。これは公社の持ち物であるが、何か利用する計画はあるのか。

○社会教育部長

10月頃に各会派にも説明があったと思うが、その後、いろいろな利用方法について教育委員会も含め各部で検討しているが、現段階でどうするかは聞いている。

○横田委員

第3ビルの市営プールの老朽化に伴う調査費も今議会に出ているが、現在の市営プールも相当老朽化している。地元賭してはやはり近くにプールがあれば気軽に利用できる。現在は全く使われておらず、たばこの吸いがらや弁当の空き箱冬が捨てられており、中学生等のたまり場になりつつある。せっかくプールがあるのだから、スクールのプールでなくても入館料を払って誰でも入館できる施設にしてほしいという地域の強い要望もある。今の話では特にその後の利用を考えていないようであるが、所有者から借りるか買うかしてプールを再開してほしいという強い要望があるので、ぜひ配慮してほしい。また、望洋台プールで水泳の授業を行っていた学校はその後どのように対処しているのか。

○学務課長

平成10年度までは望洋台プールを桜小学校、望洋台小学校、豊倉小学校の3校が利用していた。今年度については望洋台小学校はウエルビーを、豊倉小学校はサンフィッシュを利用する予定となっている。桜小学校についてはまだどう対応するか決めていないようである。

○横田委員

現在の市営プールは20年以上経っているが、これを調査して老朽化がひどかった場合、どのように対処するのか。

○社会教育部長

現在、市営プールは22年を経過しており、今議会で水槽・配管野腐食度調査費をお願いしている。この調査によりどのような結果が出るか分からないが、教育委員会としては市営プールは1箇所しか持てないと考えているの

で、調査結果を見ながらもう少し検討したいと考えている。

○横田委員

市営プールを2つは持てないとのことであるが、望洋台プールも範疇に入れて検討してほしい。

質疑終結。

休憩 午後3時20分

再開 午後4時10分

○委員長

討論を省略し、採決する。

議案については可決、陳情については継続審査と、いずれも全会一致で決定。

散会宣告。